

佐世保市いじめ防止基本方針

(平成29年6月改定)

学校からの相談窓口

学校教育課（生徒指導担当）

☎24-1111(内線3114)又は25-9644

平成29年6月
佐世保市教育委員会

目次

はじめに ······	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 ······	3
1 いじめ防止対策推進法制定の意義 ······	3
<u>2 いじめ防止等の対策に関する基本理念</u> ······	3
<u>3 市の基本方針</u> ······	4
<u>4 いじめの定義</u> ······	4
<u>5 いじめの理解</u> ······	6
<u>6 いじめの防止等に関する基本的考え方</u> ······	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 ······	10
1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策 ······	10
(1) 「佐世保市いじめ防止基本方針」の策定 ······	10
(2) 「佐世保市いじめ等対策連絡協議会」の設置 ······	10
(3) 「佐世保市いじめ防止対策推進委員会」の設置 ······	10
(4) 市が実施すべき施策 ······	13
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 ······	17
(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定 ······	17
(2) 「いじめ対策委員会」の設置 ······	17
(3) 「学校いじめ防止基本方針」の内容 ······	18
① いじめの防止 ······	19
② いじめの早期発見 ······	21
③ いじめに対する措置 ······	23
④ 「学校いじめ防止基本方針」の様式例 ······	27
3 重大事態への対処 ······	35
(1) 教育委員会又は学校による調査 ······	35
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置 ······	38
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ······	41

はじめに

国会において、平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものです。

法第11条において、文部科学大臣が、いじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、平成25年12月、県の「いじめ防止基本方針」が策定され、平成26年1月には、「佐世保市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

また、「いじめ防止対策推進法」施行後3年を経過したことにより、いじめ防止等のための対策について検討が加えられ、平成29年3月14日に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。

佐世保市教育委員会は、これまでも、「いじめはどの子ども、どの学校にも起こり得るものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考え方の下、「いのちを見つめる強調月間」の充実、スクールカウンセラーの派遣やスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の配置、児童生徒理解支援システムの導入、心の状況調査の実施、保護者向けリーフレット「いじめは絶対に許さない」を作成・配付するなど、様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

「佐世保市いじめ防止基本方針」は、これまでの取組に加え、国及び県の基本的な方針を参照し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

今回、國の方針の改定を受け、いじめ防止へのさらなる対応を進めるために「佐世保市いじめ防止基本方針」の改定を行いました。

本基本方針は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する対策を示したものです。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ問題である。いじめの問題への対応力は、わが国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置するがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 市の基本方針

(1) 基本方針の策定

佐世保市、学校は、「佐世保市子ども育成条例」の基本理念に則り、それぞれ「佐世保市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

（「いじめ防止対策推進法12・13条」、「佐世保市子ども育成条例第3条第1項第1号」以下法律名は省略する。）

(2) 基本方針の目的

市の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総かがりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

4 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

参考資料2「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」（平成28年3月18日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）参照

○具体的ないじめの態様（例）

（1）冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・身体や動作について不快なことを言われる
- ・存在を否定される
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

（2）仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
- ・遊びやチームに入れない
- ・席を離される

（3）ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる
- ・殴られ、蹴られるが繰り返される

- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる

(4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・脅され、お金を取りられる
- ・靴に画鋲やガムを入れられる
- ・写真や鞄、靴等を傷つけられる

(5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・万引きやかつあげを強要される
- ・人前で衣服を脱がされる
- ・教師や大人に対して、暴言を吐かせられる

(6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・パソコンや携帯電話等の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

5 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害体験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（第4条）

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（第9条）

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善惡の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、家庭、地域と一緒に取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に

関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して情報を収集する等、地域ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校支援会議、学校評議員、学校運営協議会制度を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することも必要である。

いじめ問題を認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。PTAの会合で取り上げたり、関係機関との協議を設定したりする場合は、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効

果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、こども・女性・障害者支援センター、子ども子育て応援センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策

(1) 「佐世保市いじめ防止基本方針」の策定

市は、法の趣旨を踏まえ、国や県の基本方針を参考にして、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「佐世保市いじめ防止基本方針」を定める。

(2) 「佐世保市いじめ等対策連絡協議会」の設置

市は、法の趣旨を踏まえ、「佐世保市いじめ等対策連絡協議会」を設置する。その構成員は、学校・教育委員会（学校教育課・青少年教育センター）・子ども子育て応援センター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・警察・法務局・その他の関係者とする。

連絡協議会は、以下の事項について協議を行う。

- ① いじめ等の問題の実態把握及び根絶の方策に関する事項。
- ② 小中学校等の取組みについての協議、情報交換等に関する事項。
- ③ 啓発事業その他必要な事項に関する事項。

(3) 「佐世保市いじめ防止対策推進委員会」の設置

市は、市の基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関「佐世保市いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

また、この推進委員会の委員は、専門的な知識及び経験を有する学識経験者、弁護士、医師、心理士、福祉士、PTA代表者の中から参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

なお、第28条に規定する重大事態にかかる調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この推進委員会を、調査を行う組織とする。

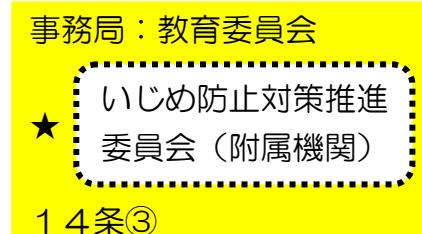
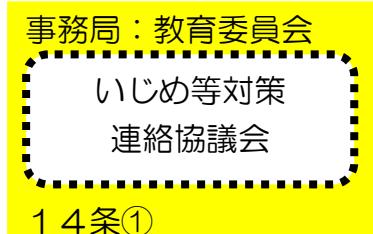
推進委員会は、以下の機能を担うものとする。

- ① いじめの防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。
- ② 市立小中学校におけるいじめに関する通報又は相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整する等の問題解決を図る。
- ③ 市立小中学校におけるいじめの事案について、教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。
- ④ 重大事態が発生した場合における質問票の使用や、その他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行う。

組織の設置イメージ

- ・実線は法律上必須の組織。点線は法律上任意設置の組織。
- ・同じ記号（★、◎）の組織は兼ねることができる。

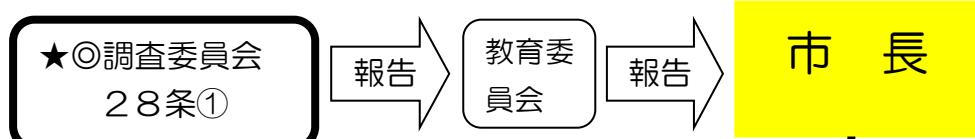
佐世保市



学校

◎いじめ対策委員会 22条

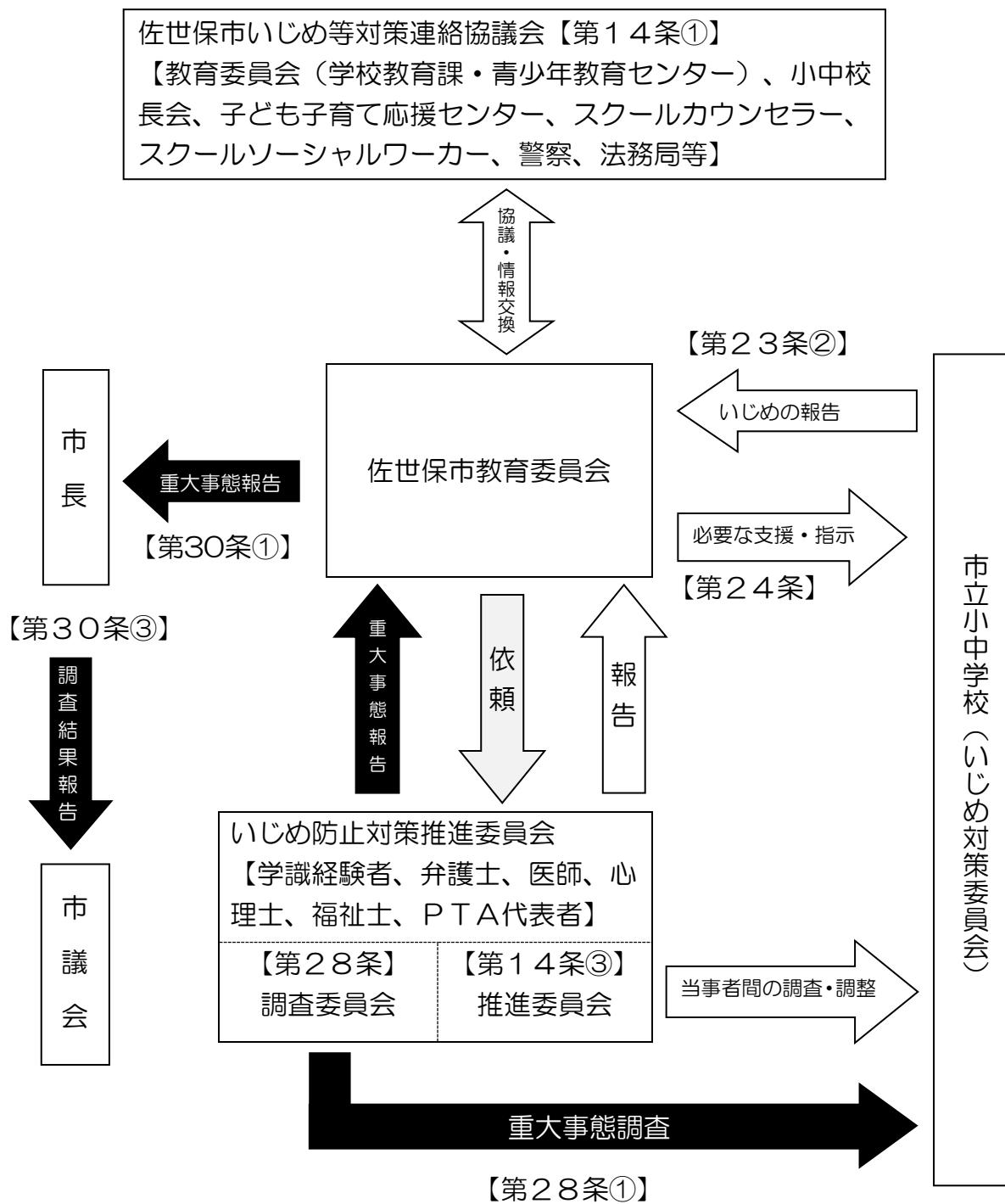
重大事態



- ・市は、「いじめ防止対策推進委員会」（★）と兼ねる。
- ・学校は、「いじめ対策委員会」（◎）と兼ねる。

必要に応じて調査委員会を設置
30条②

○佐世保市いじめ等対策連絡協議会・いじめ防止対策推進委員会の機能等



(4) 市が実施すべき施策

- ① いじめの防止
- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備を行う。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- 保護者が、法に規定された責務を認識し、子どもの規範意識を高めるための指導等を適切に行うことができるよう「德育」を推進しながら、一徳運動等の啓発活動や相談窓口の周知等家庭への支援に努める。
- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる。
- 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうか監視する関係機関との連携を図る。
- いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施状況についての調査研究及び検証、その成果の普及を行う。
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談窓口の周知等の広報や啓発活動を行う。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の支援や、児童生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性の理解を深める啓発等の必要な措置を講ずる。
- 「いのちを見つめる強調月間」を活用して、家庭や地域と連携した取組を推進し、規範意識や自ら正しく判断し、責任を持って行動する力を育成する。
- 児童生徒と教職員の信頼関係と、自他を認め合う学校生活の中で、自己肯定感を育む取組を推進する。
- いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに

当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する、必要な啓発活動を実施する。
- 「学校警察連絡協議会」及び「子供を事故から守る協議会」を通じて、警察及び関係機関といじめ防止についての情報連携及び行動連携を行う。

② いじめの早期発見

- 各種相談窓口の周知を図る。（参考資料7 「いじめ等相談窓口」参照）
- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策を実施する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実に努める。
 - ・定期的なアンケートや、個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態把握に努める。
 - ・県教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」や「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」、「いじめの早期発見のチェックポイント」（P31参照）を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - ・より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようするため、PTAや学校支援会議、学校評議員、学校運営協議会、民生委員や町内会等の地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

③ いじめに対する措置

- スクールカウンセラーの派遣や心の教室相談員の配置による教育相談体制の充実を図る。
- 教育相談に係る研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- 問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決を図るために、スクールソーシャルワーカーを配置する。
- 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールソーターや、県警察少年サポートセンターを通じて、警察との情報共有を進める等により、早期の立ち直り支援に努める。

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- いじめを行った児童生徒に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

なお、出席停止を命ずる場合は以下に示す学校教育法第35条（同法第49条において準用する場合を含む。）及び参考資料6の「佐世保市立小・中学校における出席停止の命令の手続きに関する規則」に基づき、その要件を検討するとともに、あらかじめ保護者の意見を聴取し、関係校長から意見具申を求めるなどの措置を講じるものとする。

＜参考＞学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、後に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損害を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

(4) その他

- 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、

その実態把握や対応が促され、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、国又は市の基本方針を参照し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送るまでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

また、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て作成することにより、いじめ防止等に対する連携をより一層深めることができる。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置（組織の名称は学校の判断による。）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

いじめに対しては、学校が組織的に対応し、複数の目による状況の見立てが必要であり、また、必要に応じて、教育委員会と連携し、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

【役割】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。
 - ・年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
 - ・「いじめ対策委員会」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家

の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておく。

- ・「いじめ対策委員会」を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員、学校医などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。

○ いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ・児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。

○ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・「いじめ対策委員会」が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。また、集められた情報は、「児童生徒理解支援システム」内の個人ルーティンに児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

○ いじめに組織的に対応するための中核としての役割

- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・重大事態が発生した場合は、この組織を母体としつつ、適切な専門家を加えるなどして調査等の対応にあたる。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」の内容

学校基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を主要な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのためには「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」等を示す。

具体的には、次のような取組が考えられる。

① いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

○ いじめを生まない学校づくり

ア. 校内指導体制の確立

特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

イ. 教師の指導力の向上

県教育委員会作成「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添く参考資料の活用や事例研究等の研修を年間を通じて複数回実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

教師の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ウ. 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、自己肯定観や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

次にあげるような、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により非難している児童生徒

エ. 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「いのちを見つめる強調月間」、「人権週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するよう促す。

<参考>「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成27年7月）文部科学省 から

- ・今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめ問題への対応であり、児童がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められた。道徳教育を通じて、個人が直面する様々な状況の中で、そこにある事象を深く見つめ、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、実践できるようにしていくなどの改善が必要と考えられる。（P 3）
 - ・今日の重要な教育課題の一つであるいじめの未然防止に対応するとともに、いじめを生まない雰囲気や環境を醸成するためにも、互いの違いを認め合い理解しながら、自分と同じように他者を尊重する態度を育てることが重要であるといえる。（P 46）
 - ・人間は自分と異なる考え方や感じ方、多数ではない立場や意見などに対し偏った見方をしたり、自分よりも弱い存在があることで優越感を抱きたいがために偏った接し方をしたりする弱さをもっていると言われる。いじめの問題なども、このような人間の弱さが起因している場合が少なはない。（P 50）
-
- ・一人一人が意欲的で主体的に取り組むことができる表現活動や話合い活動を仕組んだり、学んだ道徳的価値に照らして、自らの生活や考え方を見つめるための具体的な振り返り活動を工夫したりすることが必要である。（P 87）
 - ・児童が道徳的価値について主体的に考えることができるよう問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなど、教材に応じて効果的な学習を設定することが必要である。（P 88）
 - ・教材や体験などから感じたこと、考えたことをまとめ、発表し合ったり、話合いなどにより異なる考えに接し、多面的・多角的に考え、協同的に議論したりするなどの工夫をする。（P 90）
 - ・道徳的諸価値に関わる様々な議題について議論を行い自分との関わりで考察できるような工夫をする。（P 90）

才 子どもの自己肯定感の育成

児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

力 子どもの自己指導力の育成

児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児

童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。

また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、児童生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

キ. 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

また、保護者向けリーフレット「いじめは絶対に許さない」を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

ク. 学校基本方針の周知

年度始めには、ホームページへ掲載し、いじめ問題に対する学校の基本方針や対策組織、保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようとする。

また、基本方針の内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

ケ. 学校基本方針による取組の評価

各学校は、学校基本方針による取組の状況について、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

また、学校基本方針に基づくいじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において達成状況を評価する。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

子どもに関する情報を全職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○ 早期発見のための措置

ア. 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できるよう「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

アンケートは、次のことを参考に繰り返し（定期的に）実施し、統計を取り、いじめ防止対策の検証に活用する。なお、児童生徒の卒業までは保管しておく。

※ 国立教育政策研究所発行の「生活指導リーフ4」から

- ・無記名式アンケートの結果を踏まえつつ、全ての児童生徒を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢が大事。
- ・速やかに実施・集計できる、学校独自の簡単なものを、繰り返し（定期的に）実施することが大切。
- ・いじめの原因追究や被害者・加害者の特性解明等を目的とした学術調査ではないので、学年・組・性別のほかには、5～10項目程度の質問で十分。
- ・簡単なアンケートではあっても、ふざけないで正直に答えることを伝える。
- ・回収後は児童生徒の目の前で大封筒に入れるなどし、無記名ではあっても匿名性を守る姿勢を見せ、児童生徒の信頼を得る。

ウ. 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ. 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

（参考資料7「いじめ等相談窓口」参照）

○ いじめの早期発見のためのセルフチェック

1	朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。	
2	掲示物が破れていたり落書きがあつたりしていませんか。	
3	班にすると机と机の間にすきまがありませんか。	
4	授業中、教職員の見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。	
5	教職員がいないと掃除がきちんとできていないことはありませんか。	
6	自由にグループ分けをさせると特定の子どもが残ることはありますか。	
7	ささいなことで冷やかしたりするグループはありませんか。	
8	学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子はいませんか。	
9	自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませんか。	
10	特定の子どもに気を遣っている雰囲気はありませんか。	

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○ 実際の対応

ア. いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

※ 教育委員会への報告（法第23条第2項）

- ・児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ・教頭フォルダのエクセルシートに記載し、その旨を学校教育課（生徒指導担当）へ電話で報告する。

☎24-1111 (内線3114) 又は25-9644

イ. 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込みず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにそ

の指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

情報共有の手順や情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておき、適切に記録し、組織で対応する。

ウ. いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弹力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の協力を得る。

エ. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう、当該児童生徒の人格の完成を旨として、教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応と成長支援を行う。また、確実な情報を迅速に、保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解はもとより、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

オ. いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

カ. 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

●いじめの4層構造

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒があり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立している。

いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじめている人」に見える。

被害者（いじめられている者）		
加害者（いじめている者）		
観衆（周りではやしたてる者）	→ いじめを助長・促進する働き	
傍観者（見て見ぬふりをする者）	→ 結果としていじめを支持する働き	

これ以外に、いじめを止めに入る「仲裁者」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した児童生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。このいじめに対する批判層をどうやって育てていくかがいじめ防止指導の課題である。

森田洋司/清水賢二著、『いじめ：教室の病い』

キ. 継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

ク. ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

※ いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(i) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して判断を注視する。

(ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に深く観察する必要がある。

上記の定義に基づき、いじめが「解消している」状態をいじめの態様等により個別に判断する。また、今後とも、文部科学省や国立教育政策研究所等から示されるいじめ問題に関する資料にも注視する必要がある。

④ 「学校いじめ防止基本方針」の様式例

○○学校いじめ防止基本方針（例）

【目指す子ども像】

【P T Aとの連携】

懇談等様々な機会を利用して、児童生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡したりして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、担任等（必要に応じて）スクールカウンセラー、心の教室相談員等

【教育委員会】

○学校教育課 ○青少年教育センター
【関係機関】
○子ども子育て応援センター
○こども・女性・障害者支援センター
○警察
○民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

- (1) 保護者や地域との連携
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 生徒指導の充実
- (4) 特別活動等の充実
- (5) 児童生徒理解等校内研修の充実

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

【いじめの早期発見】

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア. 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ. 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。

また、その充実に向け、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

工. 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

ア. いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ. いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ. 保護者には、隨時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対する安心感をもってもらうよう配慮する。

○年間計画

4月	学校基本方針の確認・PTA総会等での説明	アンケートの実施 児童生徒による学級憲法作成 児童生徒による人権集会の企画・運営
5月	学校いじめ対策委員会（1）	
6月	いのちを見つめる強調月間	
7月		
8月	校内研修会	
9月		
10月		
11月	教育相談・個別面談	
12月	人権集会	
1月		
2月	学校いじめ対策委員会（2）	
3月	取組評価アンケート	

○組織的な対応イメージ

①いじめの予防

○校内体制の確立

○「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添<参考資料>の活用、事例研究等による教職員の対応力の向上

○人権意識と生命尊重の態度の育成

○「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実

○児童会や生徒会活動を通した自己指導能力の育成

○児童生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成

○家庭、地域社会、関係機関との連携強化

②いじめの情報



③情報の収集

○教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

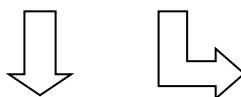


④指導・支援体制の組織化

○「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）



関係機関



⑤A 児童生徒への指導・支援

○いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。

○いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

○いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

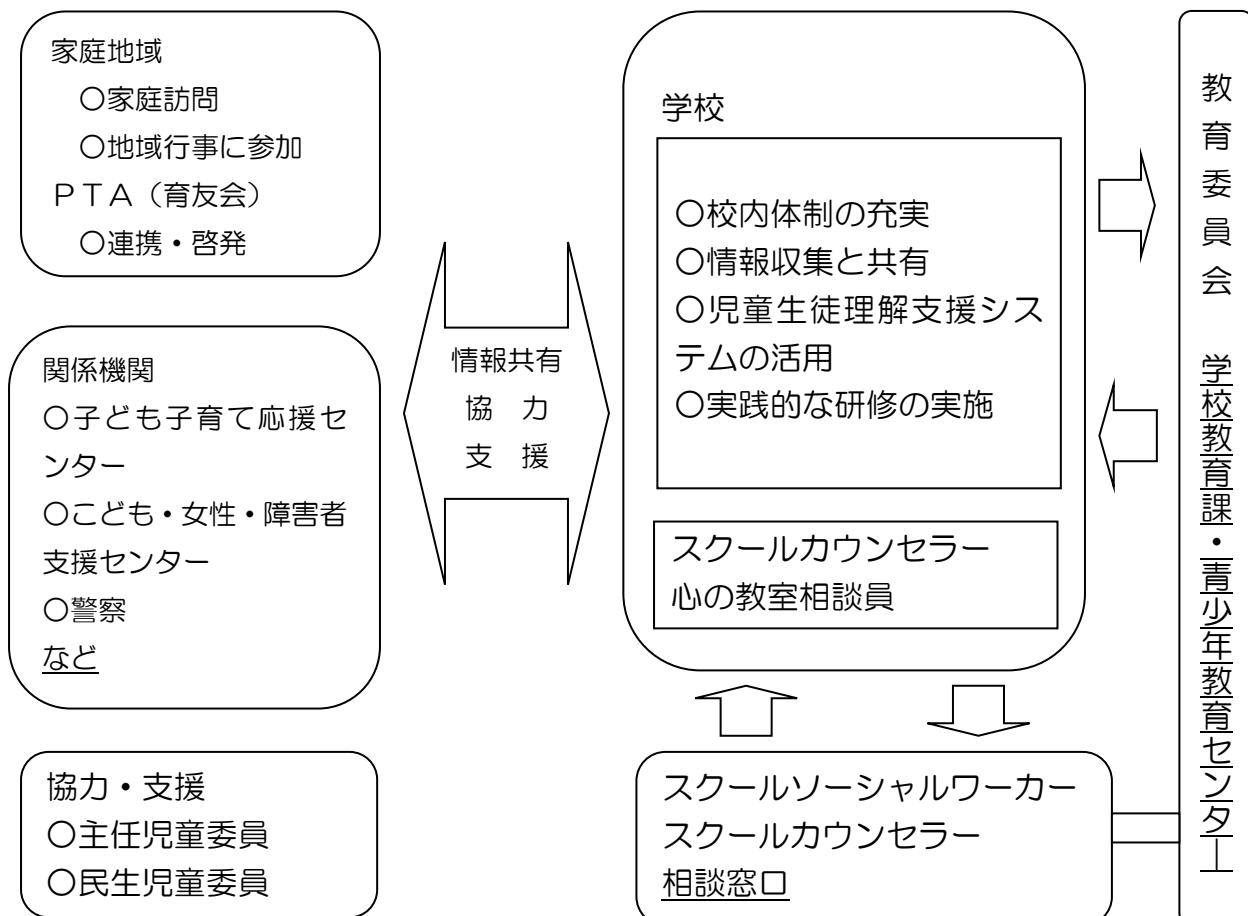
⑤B 保護者との連携

○つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（被害、加害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

○隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

○常に状況把握に努める。

○いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり

(参考)

○ いじめの早期発見のチェックポイント

(1) 学校生活において

① 登下校時において

状	況
ア 身体の不調を訴えるようになる。	
イ 登校を渋るようになる。	
ウ 通学する友達関係が急に変化する。	
エ 突然一人で登下校する。	
オ 持ち物が傷んでくる。	
カ 帰宅時間が遅くなってくる。	
キ 衣服が汚れている。	
ク 他の子の荷物をもっている。	

② 授業中（朝の会や終わりの会を含む）

状	況
ア 活気がなくなり、表情がさえなくなる。	
イ 急に考え込んだりする表情を見せる。	
ウ おどおどした態度が目立ち始める。	
エ 積極性がなくなり、動作が緩慢になる。	
オ おどけるような態度をとり始める。	
カ 虚勢を張った態度を見せる。	
キ 投げやりな態度を見せる。	
ク 聞き直しや言い直しが目立ってくる。	
ケ 学級の雰囲気が重苦しくなる。	
コ 視線をそらすようになる。	
サ 冷やかしの言葉や嘲笑、奇声が生じる。	
シ 独り言を言うようになる。	
ス 的外れの質問をすることがある。	
セ 学級委員などに押し付けられるように選出される。	
ソ 言葉遣いが荒っぽくなったり、丁寧になつたりする。	
タ 忘れ物が多くなる。	
チ 授業に遅れてきたり、抜け出したりするようになる。	
ツ 行事などで本人が不本意な役割や種目に選出される。	

③ 昼食時において

状	況
ア 食べ物にいたずらされる。	
イ 好きなものを他の児童生徒に譲る。	
ウ 給食の配膳量が他の児童生徒と均一でなくなる。	
エ 一人で昼食を取るようになる。	
オ 弁当を持ってこなくなる。	
カ 給食当番での役割が固定する。	
キ 自教室で昼食を取らなくなる。	

④ 休憩時間において

状況	
ア 一人で過ごすことが多くなる。	
イ 休み時間になるとすぐに教室から出していく。	
ウ 始業のチャイム直前にトイレに行く。	
エ 職員室によく来るようになる。	
オ 他学級の児童生徒のところへ行くようになる。	
カ 教科書等をよく貸すようになる。	
キ 数人の一番後で虚勢を張って廊下等を歩く。	
ク あだ名で呼び捨てされるようになる。	
ケ 目に付きにくいところで行動するようになる。	
コ 教室移動の際、他の児童生徒の教科書を持たされたりする。	
サ 他の学級担任の先生や養護の先生へのかわりを求めにくる。	

⑤ 清掃時間について

状況	
ア いつも一人で掃除をしている。	
イ いつも後片付けをしている。	
ウ みんなが嫌がることをさせられている。	
エ 一人だけ離れた所にいて、掃除をしない	

⑥ 部活動において

ア 部活動を休むことが多くなる。	
イ 部活終了後、一人で下校する。	
ウ 部活の場を与えられない。	
エ 参加することをためらうようになる。	
オ 突然、部を辞めると言い出す。	
カ 遅刻して参加するようになる。	
キ 終了時間がその子だけ遅くなる。	
ク 部活動の話題を避けるようになる。	

⑦ その他の生活において

[身体の変化について]

状況	
ア 顔や身体に傷やあざがある。	
イ 身体の不調を訴える。	
ウ 食欲が減退する。	
エ 頻繁に保健室にいくようになる。	
オ 神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が表れる。	

[頭髪、服装の変化]

状況	
ア 服に汚れや傷みが目立ち始める。	
イ 髪型が変化し、目立つようになる。	

[持ち物について]

状況	
ア 上靴や下靴、体育館シューズ等が隠される。	
イ 持ち物がなくなる。	
ウ 持ち物に落書きされる。	
エ 教科書やノートが破られる。	
オ 他の児童生徒から教科書等を借りるようになる。	
カ お金を頻繁に持ち出すようになる。	
キ ノートを使わなくなる。	
ク 整理が乱雑になる。	
ケ その子の物だけが壊される。	

[その他の変化について]

状況	
ア 提出物が期限内に提出されなくなる。	
イ 筆記する文字が乱雑になったり、筆圧が弱くなる。	
ウ 板書事項を写さなくなる。	
エ ノートや作品にいたずらが見られる。	
オ 日記や作文の記述内容に変化が見られる。	
カ 学習成績が下降し始める。	

[公共物等について]

状況	
ア 机、椅子、ロッカー等に落書きやいたずらの跡がある。	
イ 黒板や教室の掲示板、壁等に落書きが書かれる。	
ウ トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる。	

(2) 家庭や地域での生活において

状況	
ア 朝、なかなか起きて来なくなる。	
イ 登校を済りだす。	
ウ 行動全体が鈍くなる。	
エ 帰宅時間が遅くなる。	
オ 準備に時間がかかり、なかなか家を出て行かない。	
カ 霜気がなく、憂鬱で心配そうである。	
キ 電話やメールが頻繁にくる。	
ク 友達関係が変わる。	
ケ ふと外出したりして、外出の回数が多くなる。	
コ 食事の時間が不規則になる。	
サ 食事の嗜好や量が変わる。	
シ 学校のことや友達のことを話したがらなくなる。	
ス 家にいる時間が増える。	
セ ため息をつくことが多くなる。	
ソ 部屋に閉じこもりがちである。	
タ 兄弟（姉妹）にあたったり、いじめたりする。	

チ	物を大切にしなくなったり、壊したりする。	
ツ	小遣いの値上げを要求する。	
テ	家庭からお金を持ち出す。	
ト	新しく買った物がなくなる。	
ナ	けがをして帰ることがある。	
ニ	服に汚れや傷みが目立ち始める。	
ヌ	たまり場に出かけることがある。	
ネ	人間関係が変化してくる。	

【「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ対策委員会」のチェックリスト】

≪チェックリスト≫

項目	チェック	番号	内 容
学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	(1)	・国や市の基本方針を基に、「学校いじめ防止基本方針」を改定している。
	<input type="checkbox"/>	(2)	・基本方針を策定する上で、保護者や地域が参画している。
	<input type="checkbox"/>	(3)	・基本方針には、目指す子ども像やいじめの防止、早期発見、対処等の取組を示している。
	<input type="checkbox"/>	(4)	・児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(5)	・PTAや関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(6)	・基本方針は、年度始めに保護者へ説明したり、学校ホームページ上で公開したりして、理解を得るように努めている。
いじめ対策委員会	<input type="checkbox"/>	(7)	・「いじめ対策委員会」等を活用し、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証している。
	<input type="checkbox"/>	(8)	・構成員として、複数の教職員の他、必要に応じて外部専門家や地域関係者等を活用できるようにしている。
	<input type="checkbox"/>	(9)	・定例会議を開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
	<input type="checkbox"/>	(10)	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に決めている。
総括	<input type="checkbox"/>	(11)	・年度末には、基本方針及び対策委員会の取組を評価し、必要に応じて修正している。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び参考資料3の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適切に対応する。

① 重大事態の発生と調査

ア. 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつた場合

イ. 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
 - ・学校→教育委員会→市長

ウ. 調査の主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。
 - ・学校主体の調査では、重大事態への対処O及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

エ. 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は市の「いじめ防止対策推進委員会」において調査を行う。この組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を

有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

才. 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、
 - ・いつ（いつ頃から）
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。教育委員会又は学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

- いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聞き取る。
 - 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - これらの調査を行うに当たっては、参考資料4の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

- いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合など)

- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

力. いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、

亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、参考資料5の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がないと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたことのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特段の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言（<参考資料>P80参照）を参考にする。

キ. その他

- 教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめた児童生徒の出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流されたりする場合もあるので、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

② 調査結果の報告及び提供

- ア. 調査結果は、速やかに報告を行う。
 - 調査結果の報告先は、下記の通り。

・**学校→教育委員会→市長→市議会**

- イ. いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。
 - 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時・適切な方法で、経過報告も行う。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という）を行うことができる。
- 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- 構成員は、職能団体や大学、学会からの推薦等による、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- いじめられた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

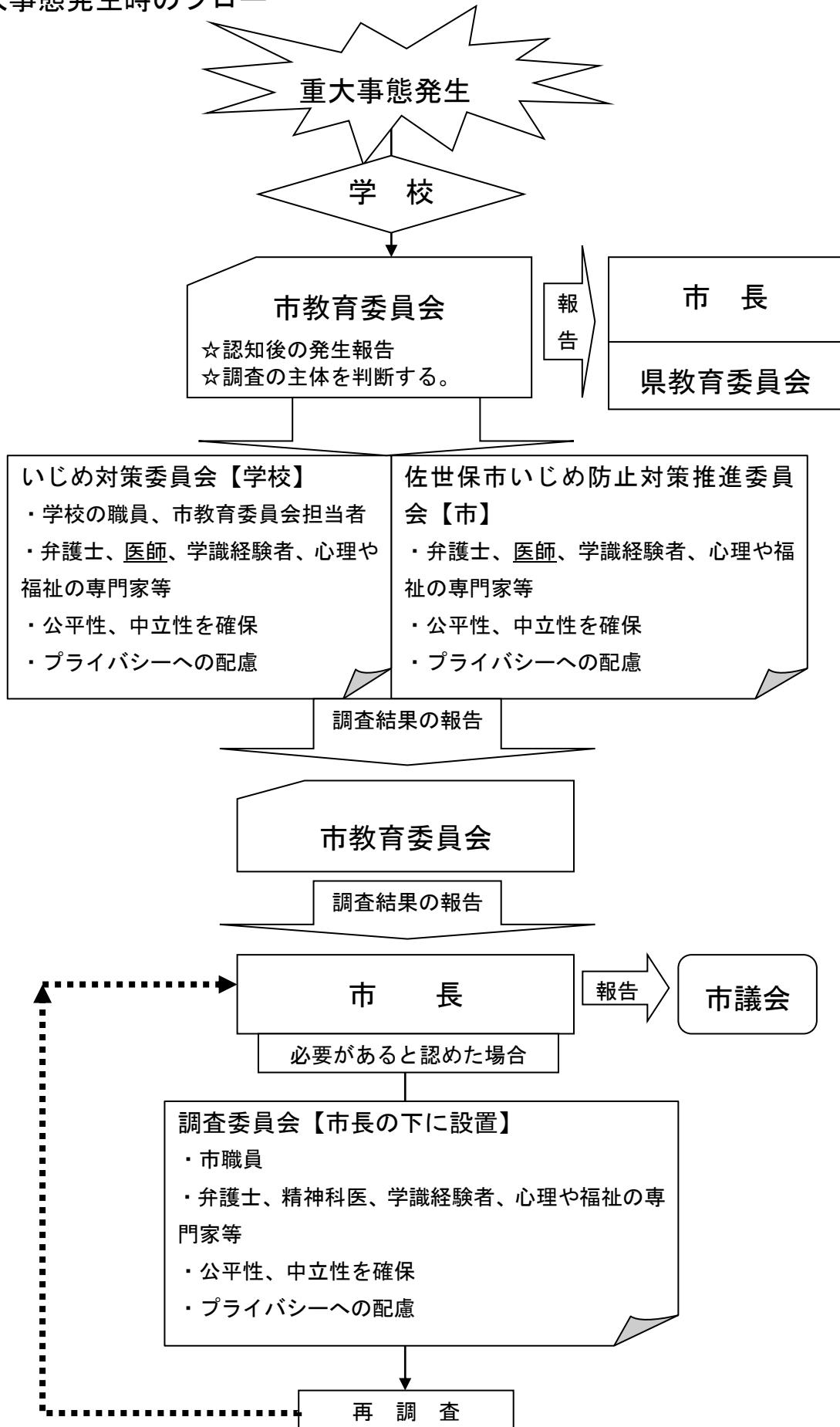
② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防

止のために必要な措置を講ずる。（第30条第5項）

- 市立小中学校について再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。（第30条第3項）

○重大事態発生時のフロー



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案して、適宜、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、市は、市立小中学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認する。